

令和8年度

一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月

岩 泉 町

# 目次

## I 一般廃棄物処理実施計画策定の基本的事項

1	計画の位置付け	1
2	計画の概要	2
3	対象区域	2
4	計画期間	2

## II ごみ処理実施計画

1	ごみの種類及び計画排出量等	3
2	ごみ処理・処分の流れ	5
3	目標達成に向けた施策の推進	5
4	収集・運搬計画	9
5	行政組合で処理する特定産業廃棄物の収集運搬等	13
6	受入時間及び処理手数料	14
7	中間処理計画	14
8	最終処分計画	17
9	民間施設による処理	17
10	その他の計画	18

## III 生活排水処理実施計画

1	処理区分及び人口	21
2	受入時間及び処理手数料	21
3	生活排水処理の流れ	22
4	生活排水の処理主体	22
5	収集・運搬計画	23
6	中間処理計画	23
7	最終処分計画	24

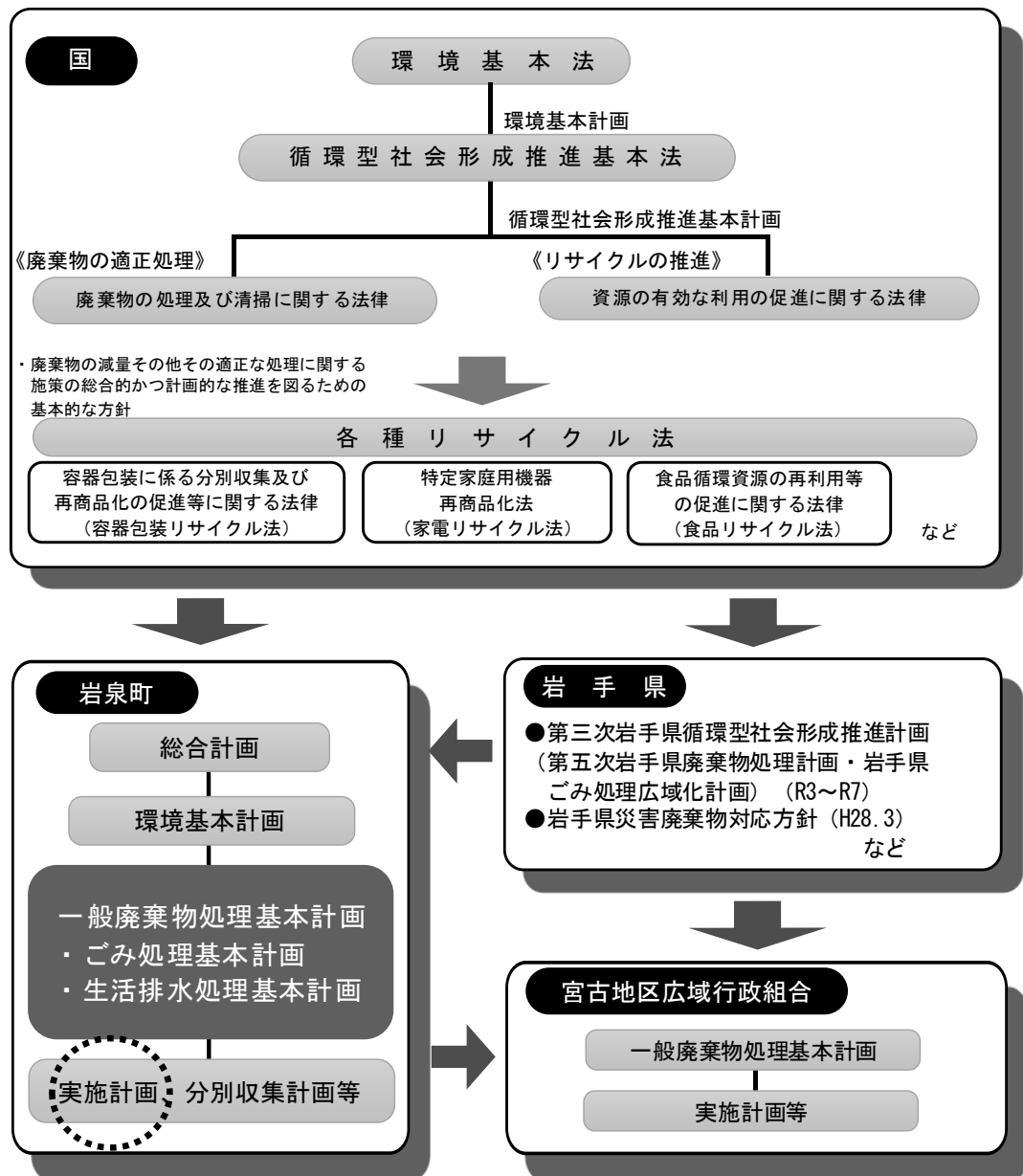
# I 一般廃棄物処理実施計画策定の基本的事項

## 1 計画の位置付け

一般廃棄物処理実施計画（ごみ・生活排水処理）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、岩泉町における一般廃棄物の発生（排出）抑制、収集運搬、中間処理（再生含む）及び最終処分等について単年度ごとの事業計画を定めるものです。

本計画は、岩泉町の一般廃棄物処理を所管する宮古地区広域行政組合（以下、「行政組合」という。）が策定する一般廃棄物処理実施計画と整合性を図るものとします。

図-1 計画の位置付け



## 2 計画の概要

岩泉町では、令和8年度から令和22年度までの15年間を計画期間とした「一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）」を策定しています。

基本計画では、中間目標年度を令和12年度と令和17年度に設け、5年ごとに見直しを行うこととしています。

基本計画の目標数値等を以下に示します。

表－1 ごみ処理基本計画数値目標

指 標		単 位	数値目標(R22)
主要目標	一人1日あたりのごみ排出量	g/人・日	760
	一人1日あたりの生活系ごみ量	g/人・日	550
	リサイクル率	%	32.8
補足目標	事業系ごみ量	t/年度	469

表－2 生活排水処理基本計画将来予測

区 分	単 位	計画最終年度(R22)
計画処理区域内人口	人	6,126
水洗化・生活雑排水処理人口	人	3,717
合併処理浄化槽	人	1,936
公共下水道	人	1,781
コミュニティ・プラント	人	0
集落排水施設	人	0
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	人	0
非水洗化人口	人	2,409
計画処理区域外人口	人	0
生活排水処理率	%	60.7

※生活排水処理率(%) = 水洗化・生活雑排水処理人口(人) ÷ 計画処理区域内人口(人) × 100

## 3 対象区域

本計画対象区域は、岩泉町全域（以下、「本地域」という。）とします。

## 4 計画期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

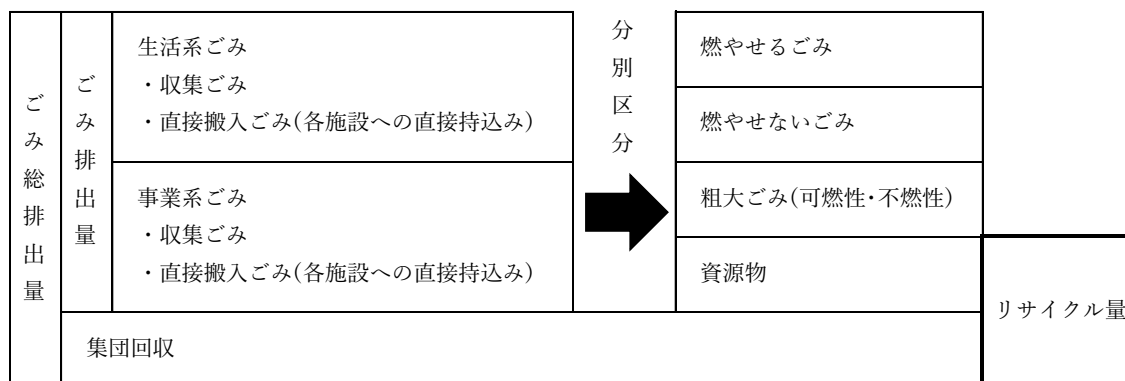
## II ごみ処理実施計画

### ● 本計画中の文言の定義について

生活系ごみと事業系ごみを合わせたごみを「ごみ排出量」、ごみ排出量に集団回収（町内会や子供会等で収集したもの）を加えたものを「ごみ総排出量」と呼びます。

また、生活系ごみの資源物量と事業系ごみの資源物量に集団回収を加えた量を「リサイクル量」と呼び、ごみ総排出量に対するリサイクル量の割合を「リサイクル率」と呼びます。

図-2 本計画中の文言の定義



### 1 ごみの種類及び計画排出量等

岩泉町及び行政組合が処理するごみの種類は、家庭から排出される一般廃棄物である「生活系ごみ」と、事業所から排出される産業廃棄物以外の一般廃棄物である「事業系ごみ」に大きく分けられます。また、そのほか「宮古地区広域行政組合廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」（以下、「条例」という。）に基づき処理する産業廃棄物（以下、「特定産業廃棄物」という。）に分けられます。

生活系ごみと事業系ごみは、処理形態により、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ（可燃性・不燃性）、資源物（紙類、缶類、びん類、プラ類、有害ごみ、使用済み小型電子機器等（以下、「小型家電」という。））の4種類に分けられ、分別は18分別とします。

表-3 ごみ排出量等計画値 (R8)

指標	単位	計画値
ごみ排出量	g/人・日	821
	t/年度	2,264
生活系ごみ量	g/人・日	601
	t/年度	1,657
リサイクル率	%	31.4
事業系ごみ量	t/年度	607

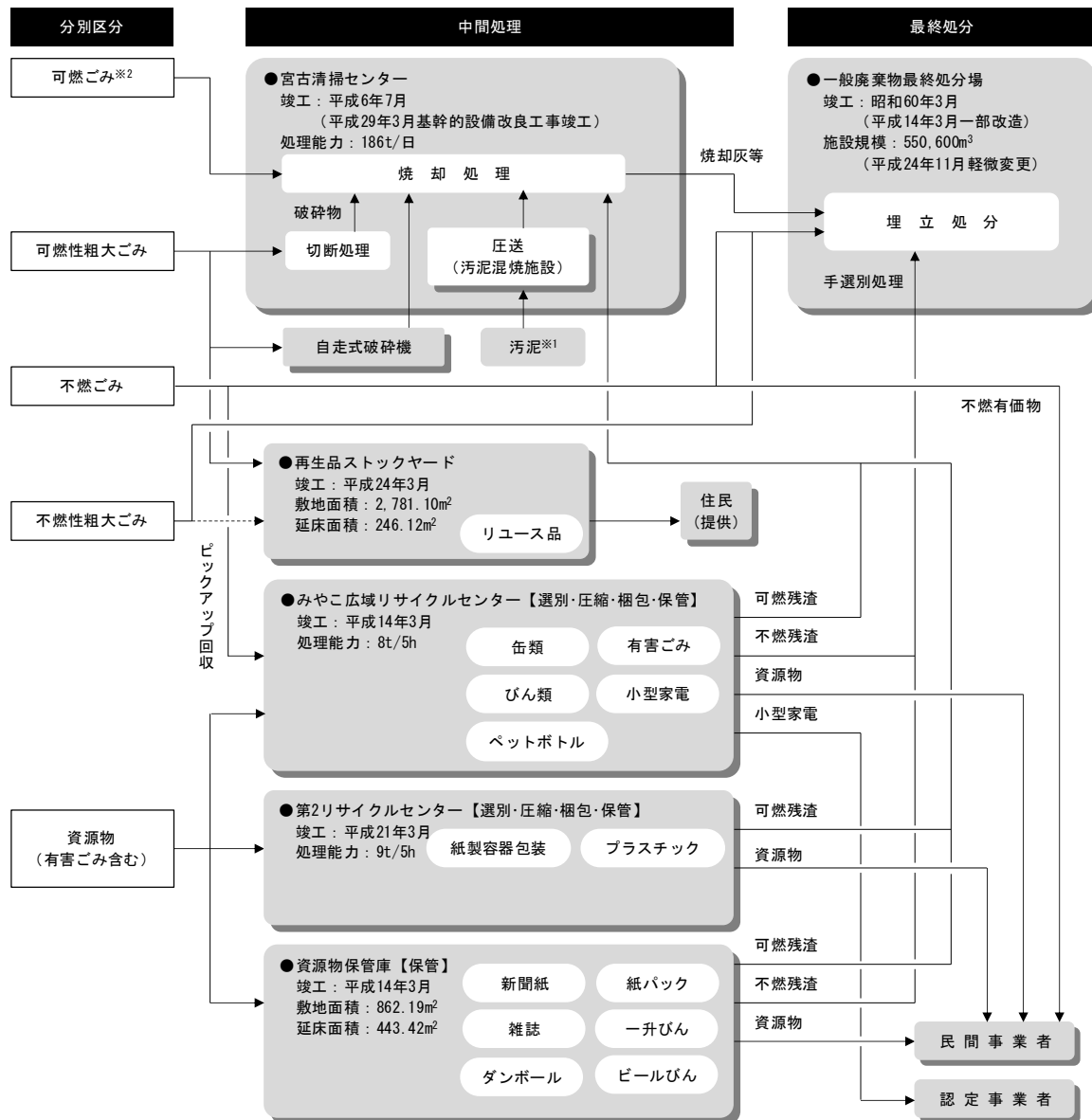
表-4 ごみ排出量計画値 (R8)

分別区分	計画量(t)	排出形態別内訳	
		生活系ごみ	事業系ごみ
1 ①燃やせるごみ	1,847	1,268	579
2 ②燃やせないごみ	82	75	7
3 粗大ごみ	80	70	10
③可燃性	63	54	9
④不燃性	17	16	1
4 資源物(容器包装)	160	149	11
⑤紙類(ダンボール)	36	36	0
⑥紙類(飲料用紙パック)	1	1	0
⑦紙類(紙製容器包装)	14	14	
⑧缶類	12	12	0
⑨びん類(無色びん)	18	16	2
⑩びん類(茶色びん)	43	40	3
⑪びん類(その他色びん)	7	5	2
⑫プラ類(ペットボトル)	29	25	4
資源物(容器包装以外)	92	92	0
⑬紙類(新聞紙)	27	27	0
⑭紙類(雑誌)	27	27	0
⑮びん類(リターナブルびん)	4	4	
⑯プラ類(プラスチック)	34	34	
資源物(⑰有害ごみ)	3	3	
乾電池	3	3	
蛍光管	0	0	
水銀入り体温計・血圧計	0	0	
資源物(⑱小型家電)	0	0	
合計	2,264	1,657	607

## 2 ごみ処理・処分の流れ

本地域の一般廃棄物の処理・処分の流れを以下に示します。

図-3 一般廃棄物の処理・処分の流れ



※1: 搬入される汚泥は、下水道処理施設、集落排水処理施設、し尿処理施設からの脱水汚泥

※2: 特定産業廃棄物（下水道汚泥（スクリーンカス含む）、廃油（阻集器回収油分に限る）、廃プラ（発泡スチロール製の箱状容器に限る）、燃え殻（公衆浴場から生じたものに限る））含む

## 3 目標達成に向けた施策の推進

岩泉町では、行政組合と連携を図り、住民や事業者と協働して4R<sup>※</sup>の推進に取り組み、生活系ごみ及び事業系ごみの減量化・資源化の促進を図ります。

※4R = 「リフューズ (Refuse) 発生回避」「リデュース (Reduce) 排出抑制」「リユース (Reuse) 再使用」  
「リサイクル (Recycle) 再生利用」

### (1) 生活系ごみの資源化・減量化

#### ア) 生ごみの食品ロス削減・減量化・資源化

生ごみは、本地域における燃やせるごみの半分以上を占め、一般的に約8割が水分とされています。

生ごみの減量化については、食べ残しや賞味期限切れによる廃棄、料理過程で出てくる調理くずを減らす等食品ロス削減に努め、さらに、平成 21 年度より宮古市、山田町、岩泉町及び田野畑村（以下「構成市町村」という。）で実施している「ひと絞り運動」を継続実施し、発生した生ごみの水切りを徹底していきます。

#### イ) 分別の徹底

分別の徹底に当たっては、分別方法について住民に理解してもらうことが重要です。

そのため、分別方法等についての子供や高齢者にも分かりやすいマニュアルの作成や分別の状況、効果などをホームページ等に掲載するなど、広報活動を積極的に行うことで、住民の分別意識の向上を図ります。

#### ウ) 集団回収の推進

岩泉町で実施している集団回収事業を継続し、本事業を通じて地域コミュニティの形成に役立て、地域団体の育成を図るとともに、資源回収の促進を図ります。また、集団回収への助成を継続実施していきます。

#### エ) 生活系ごみの有料化の検討

平成 9 年 10 月 1 日（平成 16 年 7 月 1 日改定）から、一定量以上の直接持込みごみに対してごみ処理手数料を徴収していますが、今後も必要に応じて見直しを検討するとともに、収集ごみについても排出量に対する負担の公平という観点から、必要に応じてごみ有料化の導入も検討します。

なお、検討に当たっては、構成市町村と連携を図り、県内外の動向を踏まえ行っていきます。

#### オ) 資源回収業者の確保

地域で回収された資源が、円滑に資源回収業者に引き渡されるよう必要に応じて業者との連絡・調整を行います。

#### カ) 再資源化収集品目の拡大

平成 27 年 4 月から開始した使用済み小型家電や令和 6 年 4 月から開始したプラスチック使用製品廃棄物の回収について、回収品目等を周知徹底していきます。

その他、再資源化が可能で、ごみの減量に効果があるものについては、分別収集品目の拡大を検討します。

#### キ) リユースの推進

再生品ストックヤードを活用し、粗大ごみからの再生利用可能な物の回収と住民への提供を継続して行います。また、地域内のリサイクルショップやフリーマーケット等の情報を住民へ提供することで、さらなるリユースを推進していきます。

### (2) 事業系ごみの減量化・資源化

#### ア) 排出者責任の徹底

事業活動に伴い排出される廃棄物は、事業者が自らの責任において適正処理することが法律により義務づけられているため、事業者に対しては、排出者責任の徹底を周知します。

#### イ) 事業系ごみの適正処理の推進

事業系ごみが生活系ごみへ混入している場合があるため、事業系ごみを適正に処理するよう行政組合と連携し、監視・指導を徹底します。

また、行政組合では、処理施設での積載物の検査を引き続き実施するなど、産業廃棄物の不適正な処理や受入基準を満足しない搬入が行われないよう事業系ごみの適正処理を推進

します。

#### ウ) 多量排出事業者への適正処理及び減量化指導

事業系ごみを多量に排出する事業者に対しては、ごみ減量化・資源化計画の作成を求め、同計画に基づき、岩泉町において実施状況を管理・指導することにより排出抑制を推進します。また、それ以外の事業者についても、必要に応じて、分別・減量資源化を促します。

#### エ) 事業系ごみの排出抑制・資源化の推進

生ごみの減量に対し、病院・介護施設・ホテル・給食センター・飲食店等の生ごみの排出が多い事業者については、食べ残しや調理くずを減らす工夫をするなど、生ごみの減量化・資源化を促進するよう協力を働きかけます。特に、食品関連事業者（製造、流通、外食等）については、食品リサイクル法に基づき事業者ごとに定める再生利用等実施率を達成するよう働きかけます。

また、小売店や事務所等では、書類等の紙類の排出が多い傾向にあることから、裏紙を使用するなど、紙類の使用を減らした上で、資源化を促進し、さらに、過剰包装を自粛することで、包装廃棄物の排出を抑制するよう協力を求めます。

#### オ) 適正な手数料の徴収

事業系ごみの処理・処分手数料は、今後も処理・処分原価と比較しながら必要に応じて見直しを行い、適正な処理・処分手数料を徴収していきます。

#### カ) 公共施設における減量化の推進

公共施設は、他の事業所のモデルとなるべく、自ら率先して資源化、減量化に取り組みます。

### (3) 普及・啓発事業

#### ア) パートナーシップの形成

構成市町村別に進める排出抑制・資源化施策などの情報を共有し、本地域の住民サービスの向上に努めます。

また、廃棄物減量等推進審議会や減量等推進員制度の組織作りと推進体制を整備するとともに、定期的な「地区清掃」、「道路・河川・海辺などの美化清掃」などを通じて、住民と協働して清潔で美しい街づくりを推進します。

#### イ) 住民・事業者への情報提供及び意識啓発

住民及び事業者に対し、ごみ量や処理・処分施設の稼働状況といった基本情報に加え、ごみの収集から処分までにかかるコストや環境負荷、ごみ減量に関するイベントなど、多岐にわたる情報をホームページ等でわかりやすく提供していきます。また、これらの情報提供と併せて、ごみ問題への関心や4Rの推進によるライフスタイルの転換など、ごみの減量化・資源化への意識啓発を実施します。

#### ウ) 環境にやさしい買い物の普及促進

商品購入時におけるマイバッグ持参運動や詰め替え品、長い間使える製品、リサイクル可能な商品、製品などの環境にやさしい商品の購入といった4R行動の実践を呼びかけ、商品購入段階からのごみの排出抑制の推進に努めます。

#### エ) 環境教育・環境学習の推進

小学生等の若い世代に対する環境教育は、その保護者世代に対する環境教育に繋がるとともに、世代の交代による将来的なライフスタイルの変化にも繋がります。

岩泉町においては、ごみに関する地域座談会、勉強会、ごみ処理施設等の見学会、リサイ

クル分別体験など、ごみ問題を身近な自分の問題として学校や地域ぐるみで考え、学び、実践する生涯学習としての取組を推進します。

また、行政組合では、環境学習の一環として、ポスターコンクールの開催や宮古清掃センター、みやこ広域リサイクルセンター、第2リサイクルセンター及び一般廃棄物最終処分場等の施設見学の依頼にも積極的に対応していきます。

表-5 集団回収奨励事業等計画 (R8)

岩泉町	集団回収奨励金交付事業					
	交付対象団体数 20団体					
	区 分	奨励金額(円/kg)		計画量(kg)	交付金額(円)	
		団体	業者			
	新聞紙	2.5	-	139,000	1,625,000	
	雑 誌			139,000		
	ダンボール			370,000		
	飲料用紙パック			2,000		
	スチール缶	-	-	6,700		-
	アルミ缶	-	-	14,000		
びん類	-	-	500			
計	-	-	671,200			
生ごみ処理容器等設置補助事業						
区 分	補助上限(円/台)		計画数(台)			
コンポスト	経費の	2,200	0			
電動生ごみ処理機	1/2	25,000	5			
※公衆衛生連合会を通して実施						

#### 4 収集・運搬計画

##### (1) ごみの分別・排出方法等

###### ア) 生活系ごみの排出

分別の徹底、収集の効率化、集積所の清潔と美観を保持するため、燃やせるごみ、燃やせないごみ、紙製容器包装、プラスチックの排出には「指定袋」を使用するものとします。

###### イ) 生活系ごみの排出場所の適正管理

生活系ごみの排出場所の設置、移動、廃止は、岩泉町が地区の要望を受け、収集効率等を考慮したうえで設置場所の適否を判断し、利用者（住民や自治会）が整備するものとします。排出場所は、利用者により清潔と美観を保持するよう協力を要請します。

###### ウ) 事業系ごみの排出

産業廃棄物の不適正な排出と生活系ごみへの混入を防止するため「指定袋」による排出を徹底します。

###### エ) ペットボトルの排出方法

飲料用ペットボトル及び食料用のペットボトル（食用油脂を含む物品を充てんしたもの、簡易な洗浄で匂いの除去ができないものを除く。）を回収します。

また、胴ラベルをはがし、「プラスチック」として分別・排出するものとします。

###### オ) 紙製容器包装の排出方法

「紙」マークのついているものを回収します。

線香や石鹸の紙箱など、においを取り除くことが困難なものは、「燃やせるごみ」として排出するものとします。

###### カ) プラスチックの排出方法

「プラ」マークのついているもの及びプラスチック使用製品廃棄物（プラスチック素材100%のもので、1辺の長さが40cm程度未満のもの。ただし、まな板等の厚みのあるものは、厚さ5mm程度未満のものに限る。）を回収します。

発泡スチロール緩衝材及び在宅医療廃棄物は、「プラ」マークがついているものであっても「燃やせるごみ」として排出するものとします。

###### キ) 汚れの落ちにくい容器包装の排出方法

付着した汚れの洗浄が困難なもの（チューブ類、レトルトパック等）については容器包装に係る分別収集の対象から適切に除去し、「燃やせるごみ」として排出するものとします。

###### ク) 小型家電の排出方法

回収ボックスに投入できる大きさのものは、公共施設に設置の回収ボックスに排出するものとし、デスクトップパソコンについては、行政組合の処理施設へ直接持ち込むものとします。

###### ケ) 資源化への取組の優先

資源化のため販売店が自主回収している場合や地域で集団回収を行っているものについては、行政回収に優先して取り組むものとします。

表-6 生活系ごみの排出方法 (R8)

区 分		ごみ集積所排出方法
燃やせるごみ		指定袋
燃やせないごみ		
粗大ごみ		形状のまま
資源物	新聞紙	紙ひもで結束
	雑誌	
	ダンボール	
	飲料用紙パック	
	紙製容器包装	指定袋
	缶類	透明・半透明袋
	リターナブルびん	
	びん類	
	ペットボトル	
	プラスチック	指定袋
	乾電池	透明・半透明袋
	蛍光管	※蛍光管は、購入時の箱に入れ排出しても可。袋に入らないものは、形状のまま又はひもで結束し排出すること。
水銀入り体温計・血圧計		
資源物	小型家電	公共施設に設置されている回収ボックスに投入
動物の死体(犬、猫等の小動物)		組合施設に直接搬入 ※搬入時に、動物の死体届出書を提出すること。

表-7 事業系ごみの排出方法 (R8)

区 分		排出方法
燃やせるごみ		指定袋
燃やせないごみ		
粗大ごみ		形状のまま
資源物	缶類	指定袋、透明・半透明袋  ※従業員の個人消費に伴って排出されるものに限る。
	びん類	
	ペットボトル	

※事業系ごみは、ごみ集積所に排出しないこと。

事業者自ら行政組合施設へ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ依頼すること。

## (2) 処理除外物の処理

岩泉町の指定するごみ集積所に排出してはならない物及び行政組合の処理施設で処理できない物については、条例第11条に規定しています。それらについては、購入店で引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼し、適正に処理するものとします。

### ア) 特定家庭用機器

エアコン、テレビ(ブラウン管式、液晶式、有機エレクトロルミネセンス式、プラズマ式)、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は、小売業者に引き取りを依頼するか、専門業者に収集運搬を依頼し、適正に再資源化するものとします。

表－8 処理除外物等

区 分	内 容
毒性を有するもの	毒物、劇物、農薬、溶剤、塗料、廃油(食用を除く)、化学薬品等
引火性を有するもの	ガソリン、灯油、可燃性の内容物が残っているエアゾール缶及びカセット式ガスボンベ等
火気のあるもの	燃えがら等で火気の残っているもの
著しい悪臭を発するもの	腐敗した動植物残渣、有機性汚泥等
多量の汚水を排出するもの	汚泥等で水分を多量に含むもの、水切りしない厨芥類等
特別管理一般廃棄物	感染性のあるもの
処理施設による処理を困難にし、又は処理施設の機能を損なうおそれがあるもの	バッテリー、消火器、小型ガスボンベ、空気ボンベ、自動車用タイヤ、オートバイ(原動機付き自転車を含む)、自動車、船外機、耕運機、エンジン付草刈り機、ピアノ、業務用冷蔵庫・冷凍庫(ストッカーを含む)、FRPの浴槽等
処理施設における再資源化・再商品化等が困難であり、製造事業者等による処理がリサイクルの推進に有効であるもの	資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第12項に規定する指定再資源化製品(小型家電を除く)
	特定家電用機器再商品化法第2条第7項に規定する特定家庭用機器

(3) ごみの収集・運搬方法等

ア) 生活系ごみの収集運搬方法等

ア 収集運搬体制

一般家庭の日常生活に伴って生じたごみは、岩泉町及び行政組合が委託する業者により定期的に収集し、行政組合の処理施設へ運搬するものとします。

イ 一時多量ごみの収集

引っ越し等で一時的に多量に発生するごみは、行政組合の処理施設に直接搬入するか、行政組合が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して収集するものとします。

ウ 自己搬入

住民自ら行政組合の処理施設へ一般廃棄物を搬入する場合は、条例第14条に規定する「受入基準」に従うものとします。

表－9 生活系ごみの収集運搬体制 (R8)

地 域	収集回数				収集方式	収集の 直営・委託	収集車両
	可燃	不燃	粗大	資源			
岩泉町	2回/週	2回/月	2回/年	4回/月	ステーション方式 粗大:拠点回収	委託	機械車 6台 平ボディ 3台

※資源収集回数は、一品目当たりの回数。

表-10 生活系ごみの収集運搬計画 (R8)

区 分	収集形態	内 訳
燃やせるごみ	収集	1,248
	自己搬入	20
燃やせないごみ	収集	66
	自己搬入	9
可燃性粗大ごみ	収集	7
	自己搬入	47
不燃性粗大ごみ	収集	7
	自己搬入	9
新聞紙	収集	24
	自己搬入	3
雑誌	収集	24
	自己搬入	3
ダンボール	収集	34
	自己搬入	2
飲料用紙パック	収集	1
	自己搬入	0
紙製容器包装	収集	14
	自己搬入	0
缶類	収集	12
	自己搬入	0
リターナブルびん	収集	4
	自己搬入	0
びん類	収集	59
	自己搬入	2
ペットボトル	収集	24
	自己搬入	1
プラスチック	収集	34
	自己搬入	0
乾電池	収集	3
	自己搬入	0
蛍光管	収集	0
	自己搬入	0
水銀入り体温計・血圧計	収集	0
	自己搬入	0
小型家電	自己搬入	0
合 計		1,657

## イ) 事業系ごみの収集運搬方法等

## ア 収集運搬体制

事業者自ら行政組合の処理施設へ搬入するか、または行政組合が許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼して収集するものとします。

## イ 行政組合処理施設への搬入

一般廃棄物収集運搬業者及び事業者が、行政組合の処理施設へ一般廃棄物を搬入する場合は、条例第14条に規定する「受入基準」に従うものとします。

また、1日平均100kg以上の一般廃棄物を搬入する事業者は、条例第16条に規定する「搬入承認」を受けてから、当該一般廃棄物を処理施設へ搬入するものとします。

表-11 事業系ごみの収集運搬体制 (R8)

地 域	許可業者数	許可車両台数					収集回数	収集方式	収集区域
		機械車	ダンプ	平ボディ	バン	計			
岩泉町	2	4	0	1	1	6	随時	戸別収集	岩泉町全域

表-12 事業系ごみの収集運搬計画 (R8)

区 分	収集形態	内 訳
燃やせるごみ	収集	549
	自己搬入	30
燃やせないごみ	収集	4
	自己搬入	3
可燃性粗大ごみ	収集	7
	自己搬入	2
不燃性粗大ごみ	収集	1
	自己搬入	0
缶類	収集	0
	自己搬入	0
びん類	収集	7
	自己搬入	0
ペットボトル	収集	3
	自己搬入	1
合 計		607

5 行政組合で処理する特定産業廃棄物の収集運搬等

(1) 行政組合で処理する特定産業廃棄物

条例第 17 条の規定に基づき行政組合が処理する特定産業廃棄物は、次のとおりです。

下水道汚泥・・・公共下水道施設から生じる有機性汚泥及びスクリーンかす。

油分・・・・・・・・・・公共下水道及び浄化槽の排水設備として設置する阻集器（グリーストラップを含む。）で回収された油分に限る。

廃プラスチック・・・前年度の売上高が 3,000 万円以下で、かつ排出量の平均が 1 日 2 kg 以下である事業者の事業活動に伴って生じる発泡スチロール製の箱状容器に限る。

燃え殻・・・・・・・・・・公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号）の規定による一般公衆浴場から生じる焼却残灰に限る。

(2) 特定産業廃棄物の収集運搬方法等

ア) 収集運搬体制

特定産業廃棄物の種類ごとに分別し、事業者自ら運搬するか若しくは、産業廃棄物収集運搬業者に依頼して運搬するものとします。

イ) 行政組合処理施設への搬入

特定産業廃棄物を行政組合の処理施設へ搬入する事業者及び産業廃棄物収集運搬業者は、条例第 14 条に規定する「受入基準」に従うものとします。

## 6 受入時間及び処理手数料

住民、事業者が自ら行政組合の処理施設に搬入する場合は、行政組合の受入基準を遵守し、各施設に搬入するものとします。

表-13 受入時間及び処理手数料

燃やせるごみ		
所管・施設名	宮古地区広域行政組合 宮古清掃センター	
所在地	宮古市小山田第2地割110番地	
受入時間	8:30~16:30(12:00~13:00まで休業)	
受入休業日	日曜日、1月1日~1月3日及び組合が指定する日	
燃やせないごみ		
所管・施設名	宮古地区広域行政組合 一般廃棄物最終処分場	
所在地	宮古市千徳第14地割地内	
受入時間	8:30~16:30(12:00~13:00まで休業)	
受入休業日	日曜日、1月1日~1月3日及び組合が指定する日	
資源物		
所管・施設名	宮古地区広域行政組合 みやこ広域リサイクルセンター	
所在地	宮古市小山田第2地割102番地	
受入時間	8:30~16:30(12:00~13:00まで休業)	
受入休業日	日曜日、1月1日~1月3日及び組合が指定する日	
一般廃棄物処理処分料金		
品目	家庭からのごみ	事業所からのごみ
燃やせるごみ	50kgまで 無料	50円/10kg
燃やせないごみ (粗大ごみを含む)	50kgを超える場合 50円/10kg ※フロンガスを回収するものについては、 1個につき500円を加算	
資源物	無料	
小動物の死体	1体につき 20kgまで 1,000円 20kgを超える場合 1,500円	-
特定産業廃棄物処理処分料金		
品目	事業所からの特定産業廃棄物	
廃プラスチック	60円/1袋(指定袋)	
油分・燃え殻	100円/10kg	

## 7 中間処理計画

### (1) 焼却処理

可燃性のごみは、宮古清掃センターで焼却処理（小動物の死体は動物焼却炉）を行います。

また、公共下水道処理施設及びし尿処理施設から発生する脱水汚泥は、岩泉町及び行政組合が委託する維持管理業者等により、汚泥混焼施設（宮古清掃センター併設）へ搬入するものとします。汚泥混焼施設へ搬入された脱水汚泥は宮古清掃センターで焼却処理を行います。

表-14 ごみ焼却施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	宮古清掃センター
処理方式	全連続燃焼式流動床炉
処理能力	186 t/日(93 t/24h×2炉)
運転開始	平成6年7月(平成29年3月基幹的設備改良工事竣工)
処理対象物	燃やせるごみ、特定産業廃棄物、施設発生可燃性残渣等

表-15 焼却処理計画 (R8)

区分	計画量(t)	処理施設
燃やせるごみ	1,847	宮古清掃センター
可燃性粗大ごみ(自走式破砕機経由)	63	
各種脱水汚泥(汚泥混焼施設経由)	171	
各種し渣	0	
油分	0	
廃プラスチック	0	
燃え殻	0	
リサイクルセンター可燃残渣	4	
合計	2,085	

(2) 破砕処理

可燃性粗大ごみは、一般廃棄物最終処分場敷地内に設置した自走式破砕機で破砕処理後、宮古清掃センターで焼却処理を行います。

表-16 破砕処理施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	自走式破砕機
処理方式	破砕
処理能力	198 t/日(8h)
運転開始	平成12年4月(令和2年1月更新)
処理対象物	可燃性粗大ごみ

表-17 破砕処理計画 (R8)

区分	計画量(t)	処理施設
可燃性粗大ごみ	63	自走式破砕機
再生品(-)	0	
合計	63	

(3) 再資源化等処理

資源物は、資源化施設で選別等の処理を行います。

また、一般廃棄物最終処分場に搬入される不燃性のごみから鉄くず等の不燃有価物及び小型家電を回収し、可燃性粗大ごみから再利用可能な家具類を回収します。

処理後の資源物については、缶類、新聞紙、雑誌、段ボール、飲料用紙パック、リターナブルびん及び不燃有価物は古物商等へ売却します。びん類、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチックは日本容器包装リサイクル協会指定の施設へ、有害ごみ及び小型家電は専門の処理業者へそれぞれ出荷し、再資源化を行います。

なお、可燃性粗大ごみから回収した家具類は、簡易補修を行った後、再生品ストックヤードに保管し、住民へ無償で提供する取組を行っていきます。

表-18 資源化施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	みやこ広域リサイクルセンター
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
処理能力	8t/日(5h)
運転開始	平成14年4月
処理対象物	缶類(スチール・アルミ)、びん類(無色・茶色・その他色)、ペットボトル、有害ごみ、小型家電
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	第2リサイクルセンター
処理方式	選別・圧縮・梱包・保管
処理能力	9t/日(5h)
運転開始	平成21年4月
処理対象物	紙製容器包装、プラスチック
所管・管理	宮古市・宮古地区広域行政組合
施設名	宮古市資源物保管庫
処理方式	保管
処理能力	—
運転開始	平成14年4月
処理対象物	新聞紙、雑誌、ダンボール、飲料用紙パック、リターナブルびん
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	再生品ストックヤード
処理方式	保管
処理能力	—
運転開始	平成24年4月
処理対象物	家具類

表-19 資源化計画 (R8)

区分	計画量(t)	処理施設
缶類	12	みやこ広域 リサイクルセンター
びん類	68	
ペットボトル	29	
有害ごみ	3	
小型家電(ボックス+ピックアップ回収)	0	
計	112	
紙製容器包装	14	第2リサイクルセンター
プラスチック	34	
計	48	
新聞紙	27	宮古市資源物保管庫
雑誌	27	
ダンボール	36	
飲料用紙パック	1	
リターナブルびん	4	
計	95	
再生品	0	再生品ストックヤード
処理量計	255	
処理残渣量(-)	7	—
資源化施設資源化量	248	
一般廃棄物最終処分場不燃有価物	24	—
行政組合総資源化量	272	—

## 8 最終処分計画

### (1) 最終処分

不燃性のごみは、資源物を回収したのち、一般廃棄物最終処分場で埋立処分を行います。  
また、埋立地からの浸出水は、付随する浸出液処理施設で処理を行います。

表-20 最終処分場

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	一般廃棄物最終処分場
処理方式	セル&サンドイッチ方式
処理能力	埋立面積54,800㎡ 埋立容量550,600㎡ 平成24年11月埋立容量変更(変更前埋立容量500,600㎡)
運転開始	昭和60年8月
処理対象物	燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、焼却残渣等

表-21 最終処分計画 (R8)

区分	計分量(t)	処理施設
燃やせないごみ	82	一般廃棄物最終処分場
不燃性粗大ごみ	17	
宮古清掃センター焼却残渣	178	
リサイクルセンター不燃残渣	0	
計	277	
不燃有価物(-)	24	
小型家電ピックアップ(-)	0	
最終処分量	253	

### (2) 施設整備

既存の一般廃棄物最終処分場は、令和10年度中に埋立完了となる見込みであることから、現状の処理体制を継続するため、次期一般廃棄物最終処分場の整備事業を進めます。

令和3年度に「宮古地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画（計画期間：令和4年度から令和10年度）」を策定しており、当該計画に基づき、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、行政組合が施設整備事業及び関連委託事業を実施します。

## 9 民間施設による処理

民間の処理施設で処理する一般廃棄物は、次のとおりとします。

表-22 民間処理施設 (R8)

施設名称	有限会社田野畑リサイクル産業廃棄物中間処理施設
所在地	田野畑村一の渡118番地2、118番地4及び118番地5
処理対象物	がれき類（アスファルト廃材・コンクリート廃材）
処理方法	破碎処理（再生砕石化）
処理能力	560t/日
処分先	建設会社等へ売却

## 10 その他の計画

### (1) 漁業系一般廃棄物の処理

漁業系一般廃棄物は、構成市町村で定めた「動植物性残渣による漁業系廃棄物処理計画」に基づき処理を行います。

漁業系一般廃棄物のうち、ウニ殻とカキ殻の一部については本地域外の業者に処理を委託し、土壌改良材や堆肥化による利用を進めていきます。

表－23 漁業系一般廃棄物収集運搬業許可状況（R8）

業者名・運搬先	収集対象物	収集車両台数	収集回数	収集方式	収集区域
岩手コンポスト株式会社 花巻市石鳥谷町五大堂6-1-13	海産物残渣 (ウニ殻、カキ殻)	ダンプ 3台 平ボディ 3台 コンテナ 1台	随時	戸別収集	本地域全域

### (2) 災害廃棄物への対応

災害発生時は、岩泉町が策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、行政組合と連携し災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理し、環境衛生の確保を図ります。

#### ア) 仮置場の確保・管理

##### ア 仮置場の確保

岩泉町では、被災地の生活環境を保全するため、災害廃棄物等の排出場所を確保します。行政組合では、岩泉町の仮置場や発生場所から搬入される災害廃棄物の一時保管や、分別などの作業を行うための場所の確保を図ります。

##### イ 分別の徹底

災害廃棄物は分別排出を基本とし、混合して排出されたごみも再選別等の分別を行い、再資源化を図ります。

また、家電リサイクル法等の対象物は、関係法令に則り適正に処理します。

##### ウ 処理困難物・危険物等

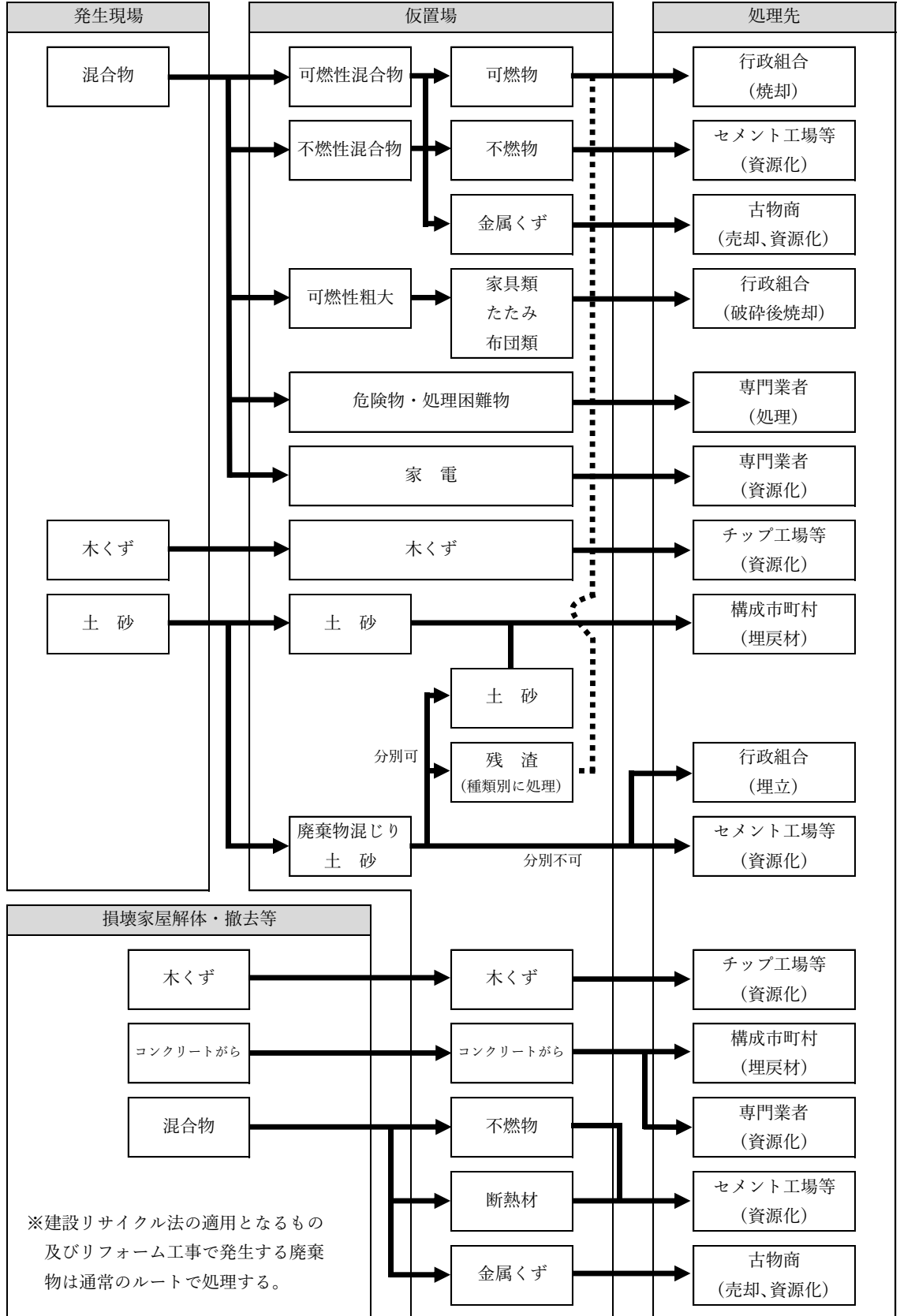
災害によって搬入された危険物・処理困難物は適正に管理し、専門業者への委託等の検討を行い適正に処理します。

イ) 災害廃棄物の処理

ア 災害廃棄物の処理

分別を徹底したのち、再資源化できないものは焼却または埋立処分を行い適正に処理するものとします。

図-4 災害廃棄物処理の基本フロー



## イ 処理施設の確保等

ごみ処理施設が被災、または処理能力以上の災害廃棄物の発生により処理が困難な場合には、「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」等により協力を要請するなど、処理ルート確保を図るものとします。

また、本地域以外で発生した災害により発生した廃棄物に対し、ごみ処理の要請があった場合には、行政組合と連携し適正な処理・処分が可能な範囲で協力するものとします。

### (3) 火災ごみの処理

一般家庭の住宅火災により発生したごみは、被災者が条例第14条に規定する「受入基準」に従い行政組合に申請することにより、被災者、解体業者もしくは一般廃棄物収集運搬許可業者が行政組合の処理施設へ搬入することができるものとします。

### (4) 在宅医療廃棄物の処理

在宅医療廃棄物は、構成市町村で定めた「宮古地域在宅医療廃棄物処理計画」に基づき処理を行います。

家庭から排出される可燃性の在宅医療廃棄物は、「燃やせるごみ」として行政組合の処理施設で焼却処理を行います。

### (5) 計画の進行管理

本計画の目標に対する達成状況や、目標達成に向けた取組内容に対し、実績の把握や各種ごみ減量化・資源化施策等の分析・評価により、計画の進行管理を実施します。

また、必要に応じて施策や事業内容の見直し、代替案の策定、新しい施策の検討等を行い、計画目標の効率的な達成に努めます。

### Ⅲ 生活排水処理実施計画

#### 1 処理区分及び人口

岩泉町では、し尿及び生活排水を適正に処理するため、公共下水道を整備するとともに、合併処理浄化槽の普及に努めています。

また、行政組合では、し尿処理施設（宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場）を整備し、汲み取りし尿及び浄化槽汚泥を適正に処理しています。

表－24 処理形態別人口（R8）

区 分	計画人口(人)
計画処理区域内人口	7,555
水洗化・生活雑排水処理人口	3,853
コミュニティ・プラント	0
合併処理浄化槽	2,005
公共下水道	1,848
農業・漁業集落排水施設Ⅰ	0
農業・漁業集落排水施設Ⅱ	0
水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽)	0
非水洗化人口	3,702
計画処理区域外人口	0
※農業・漁業集落排水施設Ⅰから発生する汚泥は、脱水汚泥として汚泥混焼施設で処理。 農業・漁業集落排水施設Ⅱから発生する汚泥は、浄化槽汚泥として宮古衛生処理センターで処理。	

#### 2 受入時間及び処理手数料

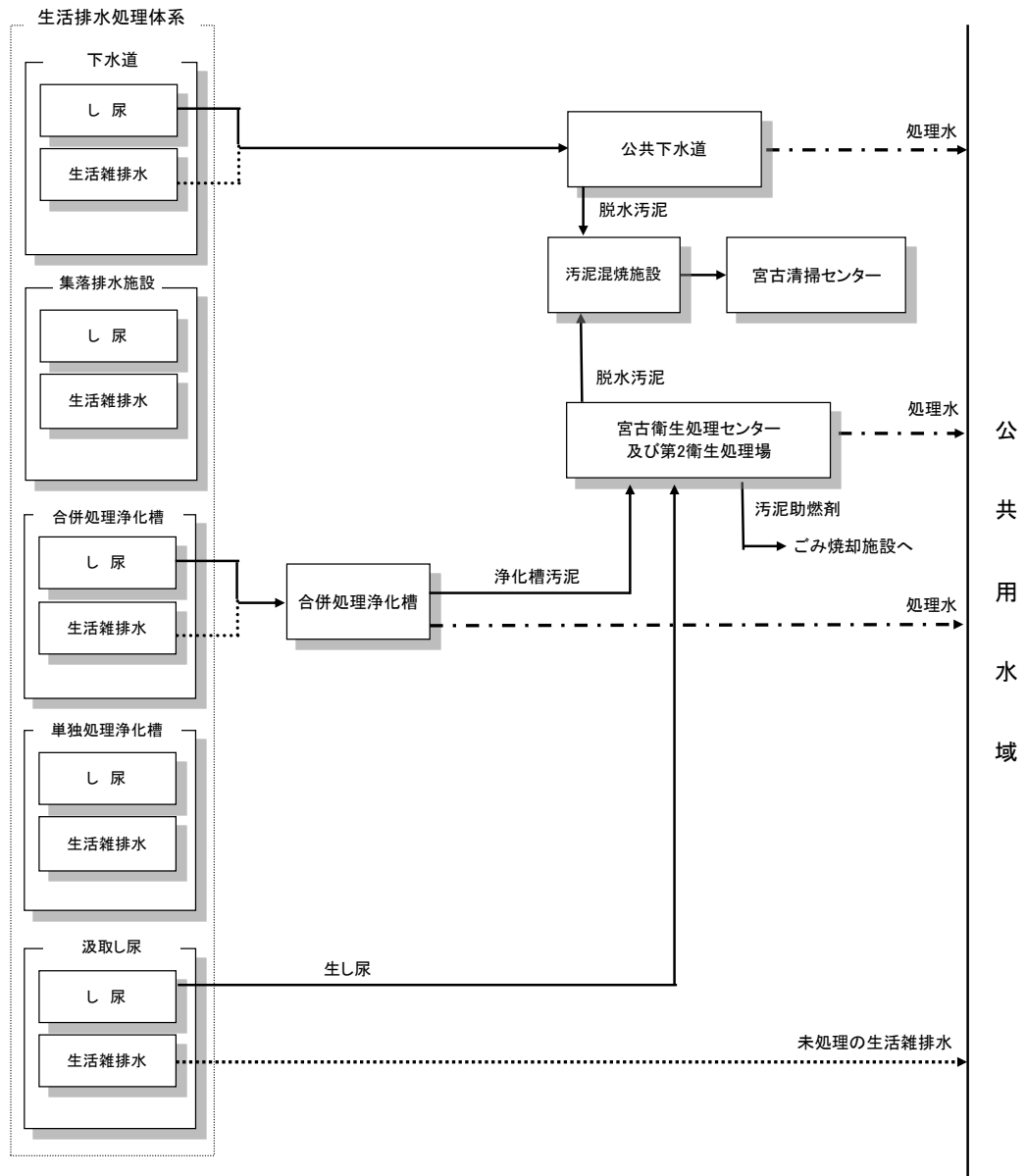
表－25 受入時間及び処理手数料

し尿・浄化槽汚泥	
所 管 ・ 施 設 名	宮古地区広域行政組合 宮古衛生処理センター
所 在 地	宮古市千徳第14地割121番地5
受 入 時 間	8：30～16：30
受 入 休 業 日 等	1月1日～1月3日及び組合が指定する日 土・日曜日(隔週で土曜日午前中の受入あり) 繁忙時の臨時開業日あり
し尿汲み取り料金 ※R6.4.1改定	
し尿・浄化槽汚泥	180ℓまで 1,480円 180ℓを超える場合 18ℓ又はその端数ごとに 148円
し尿処理手数料	
し尿・浄化槽汚泥	3円/10ℓ

### 3 生活排水処理の流れ

本地域の生活排水処理の流れを以下に示します。

図-5 生活排水処理の流れ



### 4 生活排水の処理主体

本地域の生活排水処理主体は、構成市町村、個人等、行政組合に分けられます。

表-26 生活排水処理主体

処理主体	種類	対象とする生活排水
岩泉町	公共下水道	し尿・生活雑排水
個人等	合併処理浄化槽	
行政組合	し尿処理施設	汲み取り世帯からのし尿
		合併処理浄化槽からの浄化槽汚泥
		農業・漁業集落排水処理施設からの浄化槽汚泥

## 5 収集・運搬計画

### (1) し尿及び浄化槽汚泥の収集体制

本地域のし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は、すべて収集運搬許可業者により実施するものとします。

し尿については、定期又は申し込みの都度の戸別収集とし、浄化槽汚泥については、浄化槽清掃の都度の収集とします。

表－２７ し尿及び浄化槽汚泥の収集体制（R8）

地 域	許 可 業 者 数	許 可 内 訳		許 可 車 両 台 数	収 集 区 域
		し 尿	浄 化 槽 汚 泥		
岩 泉 町	2	2	2	4	岩泉町全域

### (2) し尿及び浄化槽汚泥の運搬方法

し尿及び浄化槽汚泥は、中継施設（岩泉町中継貯留槽）へ許可業者が運搬するものとします。

中継施設からの運搬は、行政組合が実施し、宮古衛生処理センターへ搬入するものとします。

表－２８ 中継施設

名 称	区 分	概 要
岩泉町中継貯留槽	設 置 場 所	岩泉町乙茂字乙茂207番地1
	容 量	し尿40m <sup>3</sup> ×2槽 浄化槽汚泥30m <sup>3</sup> ×1槽

## 6 中間処理計画

本地域から発生する生活排水に関連する処理は、それぞれの処理主体によって適正に処理するものとします。

### (1) 公共下水道

公共下水道に接続している一般家庭及び事業者の排出する生活排水は、下水処理場で中間処理を行います。

### (2) し尿処理施設

本地域から発生する汲み取りし尿及び浄化槽汚泥は、宮古衛生処理センター及び第2衛生処理場で中間処理を行います。

### (3) ごみ焼却施設

生活排水の処理過程で施設から発生するし渣及び汚泥混焼施設へ搬入された脱水汚泥は、宮古清掃センターでごみとあわせ焼却処理を行います。

表 - 29 し尿処理施設

所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	宮古衛生処理センター
処理方式	標準脱窒素
処理能力	74kL/日(※137kL/日 受入貯留・汚泥処理・高度処理設備) 平成30年3月基幹的設備改良工事竣工、処理能力変更(変更前処理能力135kL/日)
運転開始	平成元年4月
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業・漁業集落排水施設浄化槽汚泥
所管・管理	宮古地区広域行政組合
施設名	第2衛生処理場
処理方式	標準脱窒素
処理能力	63kL/日 平成30年3月基幹的設備改良工事竣工、処理能力変更(変更前処理能力58kL/日)
運転開始	平成11年4月
処理対象物	し尿、浄化槽汚泥、農業・漁業集落排水施設浄化槽汚泥

※宮古衛生処理センターと第2衛生処理場共通。宮古衛生処理センターで処理。

表 - 30 し尿・浄化槽汚泥計画処理量 (R8)

地域	区分	計画人口	計画量	
			kL/年度	kL/日
岩泉町	し尿	3,702	3,297	9.03
	浄化槽汚泥	2,005	1,390	3.81
	合計	5,707	4,687	12.84

表 - 31 脱水汚泥受入施設

所管・管理	宮古市・宮古地区広域行政組合
施設名	汚泥混焼施設
処理方式	圧送
処理能力	21.5m <sup>3</sup> /日×2基
運転開始	平成11年4月
処理対象物	脱水汚泥(公共下水道処理施設、農業・漁業集落排水処理施設、し尿処理施設)

表 - 32 脱水汚泥計画処理量 (R8)

区分	計画量(t)	処理施設
公共下水道処理施設	171	受入：汚泥混焼施設 処理：宮古清掃センター

## 7 最終処分計画

し尿処理施設から発生する沈砂等の不燃性残渣は、行政組合の一般廃棄物最終処分場に埋立処分を行います。

